

墓地等の管理者の届出について(変更)

墓地等の経営者は、「墓地、埋葬等に関する法律」に基づき、管理者を墓地等所在地の市長に届け出なければなりません。

寺院墓地・霊園の管理者(ご住職など)が変わったときや個人墓地の管理者が変わったときは、新たな管理者を置いて、下記のとおり届け出てください。

管理者の変更手続き

- 提出書類 墓地等変更届出書(様式第17号)
※様式は市のホームページからダウンロードできます
- 添付書類 管理者の戸籍謄本
- 提出方法 郵送又は窓口へ持参

(根拠法令)

○墓地、埋葬等に関する法律

第12条 墓地、納骨堂又は火葬場の経営者は、管理者を置き、管理者の本籍、住所及び氏名を、墓地、納骨堂又は火葬場所在地の市町村長に届け出なければならない。

○伊勢崎市墓地等の経営の許可等に関する規則

第14条 法第12条の墓地等の管理者の届出は、墓地等管理者設置届出書(様式第16号)に次に掲げる書類を添付して行うものとする。この場合において、市長がその必要がないと認めるときは、その書類の一部を省略することができる。

- (1) 管理者の戸籍謄本
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第15条 墓地等の経営者は、次に掲げる事項に変更がある場合には、墓地等変更届出書(様式第17号)に当該事項の変更を証する書類を添付し、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 別表1の項に定めるところにより、届出を行うこととされる事項
- (2) 経営者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
- (3) 経営者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
- (4) 管理者の本籍

提出・問い合わせ先

受付時間 平日 8:30 ~ 17:15

伊勢崎市環境部環境政策課(環境企画係)

〒372-0824 伊勢崎市柴町954番地 清掃リサイクルセンター21 管理棟2階

(電話) 0270-27-2733 (FAX) 0270-27-5388

(E-mail) kankyou-s@city.isesaki.lg.jp